

立法事務費の一人会派への交付廃止法案

【国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、立法事務費は、議員に対して交付するのではなく、会派に対して交付することとする一方、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を「会派」に含め、立法事務費を交付している。

→ 上記の場合については、立法事務費を議員に対して交付していることと同じことになるのではないかとの指摘がある。

立法事務費について、政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合には、交付しないこととする。

現 行

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含め、立法事務費を交付している。



改 正 法

政治資金規正法上の届出のあった政治団体で所属議員が一人の場合を会派に含める規定を削除する。

※立法事務費…国会が国の唯一の立法機関たる性質に鑑み、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として各議院における各会派に交付されるもの（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律第1条第1項）